

令和7年度 指定管理者総合評価表(評価対象年度:令和6年度)

令和6年度事業に係る事業報告書等に基づき、指定管理者による管理運営状況について確認、検証した結果、下記のとおり評価しました。

施設名	津市久居老人福祉センター
指定管理者	社会福祉法人自由学苑福祉会
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
施設の設置目的	老人福祉の増進を図るとともに、隣接する保育園の幼児との世代を超えた触れ合いを図る拠点とするためセンターを設置する。
指定管理者の業務	(1)条例第5条に規定する事業の実施に関する業務 (2)使用の許可に関する業務 (3)施設、設備器具等の維持管理に関する業務 (4)その他津市が必要と認める業務
評価担当部課 (問い合わせ先)	久居総合支所福祉課高齢・障がい担当(電話059-255-8834)

評価は◎非常に良い、○良い、△やや悪い、×悪いの4段階です

区分	評価項目	検証結果	評価結果
管理状況について	適正な人員配置	適正な人員配置となっている。	○
	従事者の教育・研修	毎朝、ミーティングを実施し、連絡事項の伝達や情報共有を心がけている。また、隣接する保育園との打ち合わせを月一回実施している。施設管理の研修等も適切に実施され資質向上に努めている。	◎
	関係法令の遵守	関係法令が遵守されている。	◎
	緊急時等の対応	緊急時対応マニュアルを作成しており、随時見直し、更新されている。年1回の消防・災害訓練を実施しており、消防職員を招き久居保育園と合同で行っている。今年は更に1回、センター単独でも実施。緊急時避難経路についても館内案内板に明確に標記されている。	○
	備品等の管理	点検整備を定期的に行い、適切に管理するとともに適宜、修繕を実施している。	○
	個人情報保護	個人情報保護法に基づき適正に実施されている。PC管理の講座生等の個人情報等についても厳重に管理され、ウイルス対策を実施し、適性に管理されている。	○
	施設・設備の保守点検	施設・設備とも保守点検が適切に行われており、結果についても適正に管理されている。	◎
	清掃業務	職員による毎日の清掃と委託業者による年2回の定期清掃により、館内外において清潔で衛生的に保たれている。感染症対策のため、講座の実施ごとに清掃・消毒を徹底している。	◎
	警備業務	監視カメラや職員の巡回等で警備業務が適切に行われており、緊急時は迅速に対応できる体制がとられている。	◎
	環境への配慮	デマンドコントロールによる電気使用量の抑制に努めている。廃棄物は事業系一般廃棄物として、適正に分別されている。	◎

	報告書等の整理及び提出	毎月、利用状況報告書を遅延なく提出し、施設修繕、事故等の連絡など、必要な報告等が適切に行われている。また、協定書に基づき、毎年1回、事業計画や収支決算書等の報告も適切に行われている。	○
運営状況について	利用状況	令和 3年度 月平均利用者 1,813人 令和 4年度 月平均利用者 1,989人 令和 5年度 月平均利用者 2,164人 令和 6年度 月平均利用者 2,262人 利用者数は毎年増加傾向にあり、感染症拡大前の利用者数に近づいてきている。各種事業の周知、広報等の活用により、更なる利用者数獲得に努めている。	◎
	利用者満足度の向上	利用者の声を聞く箱を設置したり、直接利用者から話を聞いている。提言があった事項については、市と協議し迅速に対応している。	◎
	地域や関係団体との交流・連携	保育園児、老人クラブ、自治会等との地域交流については、感染症の情勢が落ち着きを見せて以降、段階的戻し、感染症前と同様の交流の機会を設けている。	○
	利用者の苦情、要望等の対応	苦情、要望等に迅速に検討し、適切に対応されている。	○
	事業の実施状況	講座については、毎年公平性を第一に講座数、種類、対象者数の見直しを行い、状況に応じて柔軟に対応している。 感染症のため、やむを得ず中止または不参加となっていた園児等とのふれあい活動については、感染症の情勢が落ち着きを見せて以降、段階的戻し、感染症前と同様の交流の機会を設けている。	○
	その他	鷹跡ニュースの発行や新聞記事の掲載を通じ、受講生の募集をするなど独自に工夫し利用者の増加に努めている。	◎
自主事業について	自主事業の適切な実施	事業の実施に工夫を凝らしている。	○
雇用・労働条件について	労働関係法令の遵守	労働関係法令を遵守し、雇用労働条件への適切な配慮がなされていた。	○
収支状況について	収支決算状況	予算の範囲内で適正に執行されていた。	○
【総合評価】 ※適正な管理運営を行ってきたかを記入する			
施設の設置目的に沿って適切に管理運営されており、特に環境面、衛生面、安全面について、館内外において常に配慮がされている。 感染症を機に、施設館内の消毒や、入浴施設は時間ごとに人数制限を行うなど、衛生面での配慮は特に欠かすことなく事業を行っている。 各教養講座の内容の充実や、利用者の希望に添えるように努めており、工夫して事業を実施している。 中止となっていた世代間交流の事業についても、感染症前と同様の交流の機会を設けている。 施設及び備品についても随時点検し、迅速に修繕等を行うことにより利用者に対し不便がかからないように対応している。 以上のことから、総合的に指定管理者として適正に管理運営されていると判断する。			
【指定管理者に対して行った指導助言の内容・今後の業務改善(向上)に向けた考え方】			
利用者の利便性について考慮しながら、現状に即した適正な衛生面の配慮を行いつつ、安全な業務実施が継続できている。交流の機会も感染症前と同程度実施できるようになってきているため、新たな取り組みを行う等、事業内容に創意工夫を行いながら、引き続き利用者数の増加を目指してほしい。			